
千葉県労働委員会年報

(令和6年)

千葉県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の構成	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	3
4 事務局	4
第2章 労働委員会の活動	5
第1節 労働争議の調整	5
1 概要	5
(1) 概況	5
(2) 新規申請状況	5
(3) 終結状況	5
2 調整事件の処理状況一覧	12
3 労働争議の実情調査	13
(1) 概要	13
(2) 争議予告件数	13
第2節 個別的労使紛争のあっせん	15
1 概要	15
(1) 概況	15
(2) 新規申請状況	15
(3) 終結状況	15
2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧	23
第3節 不当労働行為事件の審査	24
1 概要	24
(1) 不当労働行為事件の取扱件数	24
(2) 終結事件の平均処理日数	25
2 不当労働行為事件一覧	26
第4節 再審査・行政訴訟事件	28
1 再審査事件概要	28
2 行政訴訟事件概要	28
(1) 係属事件	28
(2) 緊急命令申立事件	28
3 確定命令不履行通知	28
4 再審査・行政訴訟事件一覧	28

第5節 労働組合の資格審査	29
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定・告示	30
第7節 無料労働相談会	31
1 概要	31
2 実施状況	31
第8節 会議	32
1 概要	32
2 総会	32
3 公益委員会議	38
4 連絡協議会及び連絡会議	41
5 委員・事務局職員合同研修会	43
《参考》取扱事件数	44
・労働争議調整事件	44
・個別的労使紛争のあつせん事件	47
・不当労働行為事件	48

第1章 労働委員会の構成

1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

2 委員

第50期委員は、令和6年7月20日付けで任命され、任期は令和8年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

第50期委員

令和6年12月31日現在

公益委員

氏名	職業	主な経歴
◎石井慎一	弁護士	千葉県弁護士会副会長
○末吉永久	弁護士	千葉簡易裁判所民事調停官
山下りえ子	東洋大学法学部教授	東洋大学法学部助教授
藤岡園子	弁護士	千葉県個人情報保護審議会委員
長谷川聡	専修大学法学部教授	専修大学法学部准教授

(注) ◎…会長、○…会長代理

労働者委員

平野盛士	JFEスチール千葉労働組合 執行委員長	JFEスチール千葉労働組合 書記長
太田徳彦	不二サッシユニオン参与	不二サッシユニオン千葉支部 特別中央執行委員
海老原秀典	千葉土建一般労働組合書記次長	千葉土建一般労働組合本部 中央常任執行委員
永富博之	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本労働組合総連合会 千葉県連合会事務局長
濱美紀	イオングループ労働組合連合会 副会長	イオングループ労働組合連合会 総務財務局局長

使用者委員

高橋秀穂	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	一般社団法人千葉県経営者協会 事務局局長
天野克美	キッコーマンビジネスサービス 株式会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
平川宏	JFE東日本ジーエス株式会社 特別顧問	JFEスチール株式会社 東日本製鉄所副所長
伊藤広成	元株式会社千葉興業銀行 常務執行役員	株式会社千葉興業銀行 常務執行役員
篠崎敦	帝都自動車交通株式会社 代表取締役会長	京成電鉄株式会社常務取締役

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和6年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者

令和6年12月31日現在

氏名	職名	備考
石井慎一	労働委員会 公益委員	H30.7.23 委嘱
末吉永久	〃 〃	R4.7.20 委嘱
山下りえ子	〃 〃	〃
藤岡園子	〃 〃	R6.7.22 委嘱
長谷川 聡	〃 〃	〃
平野盛士	〃 労働者委員	H28.7.20 委嘱
太田徳彦	〃 〃	R2.7.20 委嘱
海老原秀典	〃 〃	〃
永富博之	〃 〃	R3.10.25 委嘱
濱 美紀	〃 〃	R4.7.20 委嘱
高橋秀穂	〃 使用者委員	〃
天野克美	〃 〃	H30.7.23 委嘱
平川 宏	〃 〃	R2.7.20 委嘱
伊藤広成	〃 〃	R4.7.20 委嘱
篠崎 敦	〃 〃	R6.7.22 委嘱
海宝伸夫	労働委員会 事務局長	R5.4.11 委嘱
川島雄子	〃 事務局次長	R3.6.25 委嘱
大野光紀	〃 事務局審査調整課長	R5.4.11 委嘱
鈴木 恒	〃 〃 審査調整課副課長	R4.4.12 委嘱

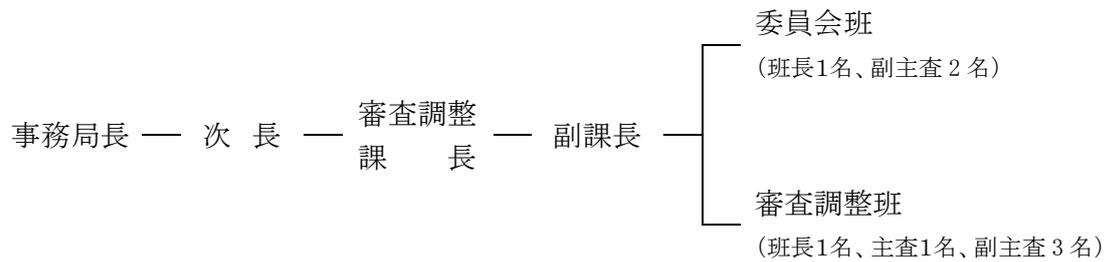
4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和6年12月末の職員数は12名となっている。

(組織図)



第2章 労働委員会の活動

第1節 労働争議の調整

1 概要

(1) 概況

令和6年中の調整事件の新規申請件数は1件で、年内に終結した。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

新規申請の1件は、組合からの申請であった。

イ 申請月別

申請月別にみると、3月に1件であった。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員50～99人が1件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が1件となっている。(第4表)

オ 調整事項別

調整事項別にみると、「配置転換」が1件、「その他」が1件となっている。(第5表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

打ち切りが1件となっている。(第6表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が1件となっている。(第7表)

ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「配置転換」が1件、「その他」が1件となっている。(第8表)

エ 係属日数別

終結した1件の係属日数については、83日であった。(第9表)

第1表 調整事件取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	4年		5年		6年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	50.0	—	—	—	—
新規申請		1	50.0	1	100.0	1	100.0
計		2	100.0	1	100.0	1	100.0
終結件数		2	100.0	1	100.0	1	100.0
翌年への繰越し		0	0	0	0	0	0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
4年					1								1
5年					1								1
6年			1										1
計	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	4年		5年		6年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9							
10~19							
20~49							
50~99						1	100.0
100~299		1	100.0				
300以上				1	100.0		
合計		1	100.0	1	100.0	1	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	4年	5年	6年
医療、福祉		1	1	1
合 計		1	1	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事項		年	4年	5年	6年
組合承認・組合活動					
協約締結・全面改定					
協約効力・解釈					
賃金等	賃金増額				
	一時金				
	諸手当				
	その他賃金に関するもの		1		
	退職一時金・年金				
	解雇手当・休業手当				
	小計		1	0	0
給与以外	労働時間				
	休日・休暇				
	作業方法の変更				
	定年制				
	その他の労働条件				
	小計		0	0	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小				
	企業合併・事業譲渡				
	人員整理				
	配置転換				1
	解雇		1		
	その他の経営・人事		1		
	小計		2	0	1
福利厚生					
団交促進				1	
事前協議制					
その他					1
合 計			3	1	2

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
4年	1	1	2		2			2	0
5年	—	1	1		1			1	0
6年	—	1	1		1			1	0

第7表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	4年			5年			6年			
		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り		取 下 げ	解 決		打 切 り	取 下 げ	
医療、福祉		1		1		1		1			
公務		1		1							
合 計		2	0	2	0	1	0	1	0	1	0

(注) ・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別終結状況

(単位:件)

調整事項	年	4年				5年				6年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
組合承認・組合活動													
協約締結・全面改定													
協約効力・解釈													
貸金等	貸金増額												
	一時金												
	諸手当												
	その他貸金に関するもの	1		1									
	退職一時金・年金												
	解雇手当・休業手当												
小計	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給与以外	労働時間												
	休日・休暇												
	作業方法の変更												
	定年制												
	その他の労働条件												
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小												
	企業合併・事業譲渡												
	人員整理												
	配置転換									1		1	
	解雇	1		1									
	その他の経営・人事												
小計	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
福利厚生													
団交促進	1		1		1		1						
事前協議制													
その他	1		1						1		1		
合 計		4	0	4	0	1	0	1	0	2	0	2	0

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
4年						1	1	108.0
5年							1	76.0
6年							1	83.0

2 調整事件の処理状況一覧

事件 番号	種 別	申 請	業 種	従 業 員 数	組 合 員 数	申 請 受 付 日	係 属 日 数	調 整 回 数	あ っ せ ん 員 (指 名 年 月 日)	調 整 事 項	終 結 状 況
						終 結 日					
6 (あ) 1	あ っ せ ん	労 (合)	医 療 、 福 祉	95	130 (8)	R6.3.21	83	1	(公) 船越 (労) 永富 (使) 伊藤 (R6.4.5)	1 理事長ほかによる パワハラの中止 2 組合員に対する不 当な異動・配転命令の 撤回	打 切 り
						R6.6.11					

- (注) ・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。
 ・組合員数欄の () は当該事業場に係る人数を示している。
 ・(合)…合同労組からの申請

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

令和6年中に労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第62条の2の規定により実施した実情調査対象件数は5件（うち2件は前年からの繰越し分）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が5件であった。

なお、令和6年中に予告通知のあった事件で実際に争議行為が行われたものは4件であった。

(2) 争議予告件数

ア 月別件数

(単位:件)

年 月 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
6年1月				
2月			15	15
3月	1		18	19
4月				
5月			3	3
6月			3	3
7月				
8月			1	1
9月	2		1	3
10月			5	5
11月			5	5
12月				
計	3		51	54

- (注) ・「千労委へ」とは、当委員会宛てに新規に通知のあったもの
 ・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの
 ・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの（争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。）。なお、()は、経由欄と重複した件数を示している。

イ 年別件数

(単位:件)

年 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
4年	3		47	50
5年	3	1	50(1)	54(1)
6年	3		51	54

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概要

(1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和6年の新規申請件数は7件で、そのうち6件は年内に終結し、1件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

申請は全て労働者からであった。

イ 申請月別

申請月別にみると、2月、3月及び6月が各1件、10月及び11月が各2件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、1人以上9人以下が1件、100人以上299人以下が1件、300人以上が5件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが6件、非正規雇用労働者に関するものが1件となっている。(第5表)

カ あっせいを求める事項別

あっせいを求める事項別にみると、「普通解雇」、「懲戒解雇以外の懲戒処分」及び「退職」が各1件、「配置転換、出向・転籍」、「パワハラ・嫌がらせ」及び「その他」が各2件、「その他経営又は人事」が3件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決1件、打切り4件、取下げ1件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「医療、福祉」及び「サービス業」が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した6件の係属日数については、最短28日、最長151日であり、平均係属日数は56.5日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	4年		5年		6年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		1	16.7	0	0	0	0
新規申請		5	83.3	7	100.0	7	100.0
計		6	100.0	7	100.0	7	100.0
終結件数		6	100.0	7	100.0	6	85.7
翌年への繰越し		0	0	0	0	1	14.3

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
4年			1			1	1		1	1			5
5年		1	1	1		2		1		1			7
6年		1	1			1				2	2		7
計		2	3	1		4	1	1	1	4	2		19

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	4年		5年		6年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9		1	20.0			1	14.3
10~19				2	28.6		
20~49				1	14.2		
50~99							
100~299		1	20.0	2	28.6	1	14.3
300以上		3	60.0	2	28.6	5	71.4
合計		5	100.0	7	100.0	7	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年		
	4年	5年	6年
製造業			1
運輸業、郵便業	1		1
卸売業、小売業	1	1	1
金融業、保険業			1
学術研究、専門・技術サービス業			1
宿泊業、飲食サービス業		1	
教育、学習支援業		2	
医療、福祉	1	3	1
複合サービス事業	1		
サービス業	1		1
合 計	5	7	7

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	4年	5年	6年
正社員		3	3	6
非正規雇用労働者		2	4	1
合 計		5	7	7

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年	4年	5年	6年	
経営 又は 人事	解雇	整理解雇				
		普通解雇			1	
		退職強要				
		契約更新拒否・雇止め		1		
	配置転換、出向・転籍		1		2	
	復職					
	懲戒 処分	懲戒解雇		1		
		懲戒解雇以外の懲戒処分	1	1	1	
	退職		2	1	1	
	勤務延長、再雇用					
	その他経営又は人事				3	
	賃金等	賃金未払			1	
		賃金増額				
賃金減額						
一時金						
退職一時金						
解雇手当						
休業手当						
諸手当						
その他賃金		2	1			
年金（企業年金・厚生年金等）						
労働 条件等		労働契約				
	労働時間		1			
	休日・休暇					
	年次有給休暇		1			
	育児休業・介護休業					
	時間外労働					
	安全・衛生					
	福利厚生制度					
	社会保険					
	労働保険					
	その他の労働条件					
	職場の 人間 関係	セクハラ				
パワハラ・嫌がらせ		2	3	2		
その他		2	3	2		
合計		12	12	12		

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
4年	1	5	6	3	2	1		6	0
5年	—	7	7	4	2		1	7	0
6年	—	7	7	1	4	1	0	6	1

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	4年				5年				6年					
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳				
			解 決	打 切 り	取 下 げ		不 開 始	解 決	打 切 り		取 下 げ	不 開 始	解 決	打 切 り	取 下 げ
製造業										1		1			
運輸業、郵便業		1		1						1		1			
卸売業、小売業		1	1						1	1	1				
金融業、保険業										1		1			
宿泊業、飲食サービス業						1	1								
教育、学習支援業						2	1	1							
医療、福祉		2	1		1		3	2	1		1			1	
複合サービス事業		1		1											
サービス業		1	1							1		1			
合 計		6	3	2	1		7	4	2		1	6	1	4	1

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
4年			1	2	1	1	1	59.5
5年	1		1	1	1	1	2	47.0
6年			1	1	3		1	56.5

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせんを求める事項	終結状況
			終結日					
6 (個) 1	労 (正)	運輸業、 郵便業	R6.2.2	151	2	(公) 山下 (労) 平野 (使) 高橋 (R6.2.8)	1 前任部署への異動 2 上司からの謝罪文 3 パワハラ相談窓口の設置 4 慰謝料の支払	打切り
			R6.7.1					
6 (個) 2	労 (正)	金融業、 保険業	R6.3.11	30	0	(公) 末吉 (労) 海老原 (使) 平川 (R6.3.22)	1 職場環境の改善 2 責任者による謝罪 3 慰謝料の支払 4 責任者に対する処分、申請者の名誉回復措置及び再発防止策の実施	打切り (辞退)
			R6.4.9					
6 (個) 3	労 (正)	卸売業、 小売業	R6.6.3	44	1	(公) 末吉 (労) 海老原 (使) 平川 (R6.6.6)	1 職場復帰	解決
			R6.7.16					
6 (個) 4	労 (正)	医療、福祉	R6.10.8	42	0	(公) — (労) — (使) — (—)	1 解雇理由の説明を求める 2 申請者への謝罪 3 補償金の支払	取下げ (自主解決)
			R6.11.18					
6 (個) 5	労 (非)	サービス業	R6.10.17	44	0	(公) 末吉 (労) 太田 (使) 天野 (R6.11.1)	1 契約を更新しないことの撤回 2 契約を更新しない理由の確認	打切り (辞退)
			R6.11.29					
6 (個) 6	労 (正)	製造業	R6.11.20	28	0	(公) 山下 (労) 海老原 (使) 平川 (R6.11.28)	1 役職の降格取消し 2 元の部署へ配置を戻すこと 3 上記1及び2が実践されないのであれば、慰謝料の支払	打切り (辞退)
			R6.12.17					
6 (個) 7	労 (正)	学術研究、 専門・技術サービス業	R6.11.29			(公) 石井 (労) 永富 (使) 伊藤 (R6.12.4)	令和5年度の評価の修正及び令和6年度の年俸の修正	係属中

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

令和6年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は1件で、取扱件数は前年からの繰越し10件と合わせて11件である。全て翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和6年中の終結事件は該当がなかった。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位：件)

区分		年						
		2年	3年	4年	5年	6年		
係属事件	前年からの繰越し	2	3(1)	3	8(1)	10(1)		
	新規申立て	2(1)	3	6(1)	4(1)	1(1)		
	合計	4(1)	6(1)	9(1)	12(2)	11(2)		
終結事件	取下げ・和解	取下げ				1		
		和解	無関与					
			関与	1	1		1(1)	
	命令・決定	全部救済						
		一部救済		2(1)				
		棄却						
		却下			1			
	合計		1	3(1)	1	2(1)		
	翌年への繰越し		3(1)	3	8(1)	10(1)	11(2)	

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年				
		2年	3年	4年	5年	6年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ				438	
	和 解	無 関 与				
		関 与	418	183		182
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済					
	一 部 救 済		562			
	棄 却					
	却 下			673		
総 平 均		418	436	673	310	

※6年に終結した事件は該当なし。

2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
3 (不) 2	業種：教育、学習支援業 従業員数：494名	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3.8.4 調査8(0)回 審問3(2)回 (調査の再開 再開 6.8.9 結審 6.9.6)	公 石井 山崎 海老原 永富 使 天野 酒寄 伊藤
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3.11.5 調査12(3)回 4(不)1 申立て 4.4.27 4(不)2 申立て 4.5.18 4(不)4 申立て 4.8.25 5(不)3 申立て 5.5.30	公 沼田 末吉 長谷川 使 平野 永富 熱田 高橋 平川
4 (不) 1	業種：サービス業 従業員数：850名	2	1 謝罪文の交付及び掲示 2 命令履行の文書報告	併合 4.6.21 3(不) 3、4(不) 1、 4(不) 2	
4 (不) 2	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	併合 4.9.20 4(不) 4 併合 5.7.14	
4 (不) 4	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	5(不) 3	
5 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850名	1	1 組合員の定年後再雇用期間終了後の雇用及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告		
4 (不) 5	業種：医療、福祉 従業員数：1,070名	1, 2, 3	1 別組合との差別待遇の解消 2 組合員に対する差別待遇の解消 3 新設の手当制度によつ	申立て 4.10.21 調査8(5)回	公 船越 山下 藤岡 使 太田 濱

			て生じた従来支給額との差額の支払 4 労働者代表選挙の公正な実施 5 謝罪文の掲載		使 酒寄 平川 伊藤
4 (不) 6	業種：運輸業、郵便業 従業員数：160名	1	1 原職復帰及びバックペイ 2 謝罪文の掲載	申立て 4.12.9 調査7(3)回 (公益委員の忌避 申立て(労) 6.8.23 決定(却下) 6.9.26)	公 沼田 末吉 海老原 濱 使 高橋 天野
5 (不) 2	業種：運輸業、郵便業 従業員数：1,000名	1,3	1 懲戒処分の撤回 2 貸金補償 3 謝罪文の掲載	申立て 5.5.16 調査4(2)回 審問1(1)回	公 石井 海老原 永富 使 高橋 酒寄 篠崎
5 (不) 4	業種：教育、学習支援業 従業員：300名	1,2,3	1 解雇の撤回 2 原職復帰及びバックペイ 3 謝罪文の掲載 4 団体交渉承諾及び誠実交渉	申立て 5.6.14 調査7(6)回	公 山下 平野 濱 使 天野 平川
6 (不) 1	業種：生産用機械器具製造業 従業員：97名	1,3	1 懲戒処分の撤回 2 原職復帰及びバックペイ 3 謝罪文の掲載 4 便宜供与 5 他組合との差別扱い禁止	申立て 6.11.6	公 藤岡 太田 永富 使 伊藤 篠崎

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和6年中の実施回数を(□)回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年(不)第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起。令和6年、東京地方裁判所は一部却下、一部棄却の判決を下した。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

令和6年中にはなかった。

(2) 緊急命令申立事件

令和6年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和6年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元 6. 5 労申立て 元(不再)23号	2. 7. 22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】	6.11.13 判決 【却下・棄却】		

第5節 労働組合の資格審査

令和6年中に申請のあった労働組合の資格審査は8件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が1件、「法人登記」が1件、「労働者委員候補者推薦」が6件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し12件を含めた20件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合と決定されたものは9件で、11件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年	2年	3年	4年	5年	6年
	不当労働行為救済申立て		2	3	6	5
法人登記		1	1	8	1	1
労働者供給事業						
労働者委員候補者推薦		7	1	6		6
合計		20	4	20	6	8

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	6年			
		適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て		2 (2)			2 (2)
法人登記		1 (1)			1 (1)
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦		6			6
合計		9 (3)	0	0	9 (3)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。

第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条
第2項の規定による認定・告示

令和6年中の申出は1件であり、処理経過は以下のとおりであった。

(1) 令和6年（認）第1号

地方公営企業名：千葉県企業局

組 合 の 名 称：全水道千葉県水道労働組合、千葉県公営企業労働組合

申 出 年 月 日：令和6年9月12日

申 出 者：千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業管理者千葉県企業局長

認 定 年 月 日：令和6年11月25日（第1700回公益委員会議）

県 報 告 示 の 日：令和6年12月13日（千葉県労働委員会告示第1号）

認定した労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	1 部長 理事 次長 参事 技監 課長 担当課長 副参事 副技監 副課長 主幹 2 総務企画課の班長及び副主幹 3 総務企画課の総務班の主査並びに管理班、人事第一班、人事第二班及び給与班の主査及び上席の副主査
出 先 機 関	県水お客様センター センター長 次 長 千葉水道事務所 所 長 次 長 支所長 船橋水道事務所 所 長 次 長 支所長 市川水道事務所 所 長 次 長 支所長 施設整備センター 所 長 次 長 柏井浄水場 場 長 次 長 北総浄水場 場 長 次 長 福増浄水場 場 長 次 長 ちば野菊の里浄水場 場 長 次 長 栗山浄水場 場 長 次 長 誉田給水場 場 長 次 長 北船橋給水場 場 長 次 長 松戸給水場 場 長 次 長 水質センター 所 長 次 長 千葉工業用水道事務所 所 長 次 長 葛南工業用水道事務所 所 長 次 長 君津工業用水道事務所 所 長 次 長

第7節 無料労働相談会

1 概要

当委員会では、労使紛争の予防や早期解決の一助にするとともに、相談会の広報を通じて労働委員会制度の周知を図るために、労働組合、労働者、使用者を対象として、労使の委員がともに同席し、直接相談に応じる「無料労働相談会」を実施している。

2 実施状況

開催日時	場 所	相談者	相 談 員	主な相談内容
10月20日(日) 午後1時から5時	船橋フェイスビル	労働者側 3組	(労)海老原委員、 永富委員 (使)天野委員、 平川委員	・シフトの減少について ・会計年度任用職員の不採用理由 ・シフトの減少
10月26日(土) 午後1時から5時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	労働者側 2組	(労)太田委員、 濱委員 (使)高橋委員、 伊藤委員	・退職金の請求方法 ・未払残業代の請求方法 ・退職金の金額の不利益変更について

第8節 会 議

1 概 要

労働委員会の会議は、労働委員会規則第3条に規定されており、委員全員で行う総会（第1項第1号）、公益委員全員で行う公益委員会議（同項第2号）、その他必要に応じて開催する調停委員会及び仲裁委員会等（同条第2項）がある。

また、これらの会議のほかに、労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理に必要な統一と調整を図るため、全国及び地域別の連絡協議会等が設けられている。（労働委員会規則第86条）

2 総 会

総会は、労働委員会の最高機関というべきものであって、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか、委員会の業務全般の運営について協議する会議であり、全委員が出席して開催される。

なお、総会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 労働協約の地域的な一般的拘束力の適用の決議に関する事項
- (2) あっせん員候補者の委嘱及び解任に関する事項
- (3) 臨時のあっせん員の委嘱に関する事項
- (4) 調停及び仲裁の開始に関する事項
- (5) 会長及び会長代理の選挙並びに委員の罷免に関する事項
- (6) 労働組合法第22条の強制権限の行使に関する事項
- (7) 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- (9) その他会長が必要と認める事項

令和6年中に開催された総会は、1月25日に開催された第1809回総会から12月23日に開催された第1831回総会までの23回であり、その開催状況は次のとおりである。

総会開催状況

(令和6年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1809	1月25日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について
1810	2月8日	(報告事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんの申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議の結果について (5) 令和5年中の不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんの実施状況の公表について
1811	2月22日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について
1812	3月11日	(報告事項) (1) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について
1813	3月28日	(報告事項) (1) 労働争議のあっせんの申請について (2) 個別的労使紛争のあっせんの申請について (3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (4) 審査事件の状況について (その他) (1) 令和6年度総会日程について (2) 令和6年度各種会議等の出席者について
1814	4月8日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (意見交換) (1) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について

回	開催期日	議 題
1815	4月25日	(報告事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんの終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について
1816	5月13日	(報告事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんの経過について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議の結果について
1817	5月23日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (3) 公益委員会議の結果について
1818	6月6日	(報告事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんの申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (その他) (1) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について (2) 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の報告について (3) 「無料労働相談会」の開催について
1819	6月20日	(報告事項) (1) 労働争議のあっせんの終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (その他) (1) 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について (2) 「無料労働相談会」の日程変更について
1820	7月8日	(報告事項) (1) 令和5年(個)第3号事件の終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について

回	開催期日	議 題
1821	7月22日	(報告事項) (1)第50期千葉県労働委員会会長選挙について (2)第50期千葉県労働委員会会長代理選挙について
1822	7月22日	(付議事項) (1)あっせん員候補者の解任及び委嘱について (報告事項) (1)個別的労使紛争のあっせんの終結について (2)争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3)審査事件の状況について (4)公益委員会議の結果について (5)公労使幹事委員の選任について (6)不当労働行為事件に係る審査委員及び参与委員について (7)労働組合資格審査に係る担当審査委員について
1823	8月22日	(報告事項) (1)争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2)審査事件の状況について (意見交換) (1)第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について
1824	9月9日	(報告事項) (1)争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2)審査事件の状況について (3)公益委員会議の結果について
1825	9月26日	(報告事項) (1)争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2)審査事件の状況について (3)公益委員会議の結果について (その他) (1)第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について (2)令和6年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の報告について

回	開催期日	議 題
1826	10月10日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p> <p>(3) 公益委員会議の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 労働争議の調整(あっせん)及び個別的労使紛争のあっせんの申請に係る手続のオンライン化について</p>
1827	10月24日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(2) 審査事件の状況について</p>
1828	11月11日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 不当労働行為の救済の申立てについて</p> <p>(2) 個別的労使紛争のあっせんの申請について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 無料労働相談会の結果について</p>
1829	11月25日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 個別的労使紛争のあっせんの申請及び終結について</p> <p>(2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(3) 審査事件の状況について</p> <p>(参与委員の申出)</p> <p>(1) 不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について</p>
1830	12月9日	<p>(報告事項)</p> <p>(1) 個別的労使紛争のあっせんの申請について</p> <p>(2) 個別的労使紛争のあっせんの終結について</p> <p>(3) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について</p> <p>(4) 審査事件の状況について</p> <p>(5) 公益委員会議の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 令和7年度総会日程(案)について</p>

回	開催期日	議 題
1831	12月23日	(報告事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんの終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (その他) (1) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について

3 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条第1項に規定する付議事項について協議する会議であり、公益委員が出席して開催される。

公益委員会議に付議される事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格に関する事項
- (2) 不当労働行為に関する事項
- (3) 労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事項
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

令和6年中に開催された公益委員会議は、1月25日に開催された第1693回公益委員会議から12月23日に開催された第1701回公益委員会議までの9回であり、その開催状況は次のとおりである。

公益委員会議開催状況

(令和6年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1693	1月25日	(付議事項) (1) 法人登記に係る労働組合資格審査について
1694	4月25日	(意見交換) (1) 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1695	5月13日	(付議事項) (1) 労働者委員候補者推薦に係る労働組合資格審査について
1696	7月8日	(意見聴取) (1) 千労委令和3年(不)第2号不当労働行為事件に係る参与委員意見聴取について
1697	8月22日	(意見交換) (1) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について (2) 十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題について
1698	9月9日	(意見聴取) (1) 千労委令和3年(不)第2号不当労働行為事件に係る参与委員意見聴取について
1699	9月26日	(付議事項) (1) 千労委令和4年(不)第6号不当労働行為事件に係る公益委員の忌避申立てについて (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に係る認定手続の開始について (その他) (1) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の報告について
1700	11月25日	(付議事項) (1) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に係る認定について (2) 不当労働行為救済申立てに係る労働組合資格審査について (合議)

回	開催期日	議 題
		(1) 千労委令和3年(不)第2号不当労働行為事件に係る合議 (意見聴取) (1) 千労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件に係る参与委員意見聴取について (その他) (1) 令和6年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の報告について
1701	12月23日	(付議事項) (1) 不当労働行為救済申立てに係る労働組合資格審査について (合議) (1) 千労委令和3年(不)第2号不当労働行為事件に係る合議 (2) 千労委令和5年(不)第2号不当労働行為事件に係る合議

4 連絡協議会及び連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理について必要な調整と統一を図るために、全国又は地域別に開催されている。

<全国・広域>

(1) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

- ・期 日 11月14日～15日
- ・議 題 1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について
- 2 審査の迅速化に向けた取組について
- 3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ・期 日 6月14日 午前
- ・主 催 県 岐阜県
- ・議 題 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて

(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- ・期 日 6月13日 午後
- ・主 催 県 岐阜県
- ・議 題 1 DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について
- 2 労働委員会と労働局との連携について

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ・期 日 10月29日 午前
- ・議 題 1 中間収入の控除について
- 2 併合事件について

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ・期 日 10月28日 午後
- ・議 題 1 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営について）
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告
- 3 都道府県労働委員会からの業務報告

<関東ブロック>

(1) 第 152 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

- ・期 日 5月27日～28日
- ・主 催 県 神奈川県
- ・議 題 1 集団・個別あっせんや不当労働行為の審査において、労働者性が争点となる事件への対応について
2 不当労働行為救済制度と労働委員会の役割・課題について

(2) 第 91 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

- ・期 日 5月27日
- ・主 催 県 神奈川県
- ・議 題 請求する救済内容と命令書主文との関係（命令の上限）について

(3) 第 153 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

- ・期 日 9月12日～13日
- ・主 催 県 新潟県
- ・議 題 1 外国人を当事者とする不当労働行為事件等への対応について
2 就労観の多様化時代の労働条件について【講演】

(4) 第 92 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

- ・期 日 9月12日
- ・主 催 県 新潟県
- ・議 題 不当労働行為救済命令における文書揭示の内容について

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

- ・期 日 9月13日
- ・主 催 県 新潟県
- ・議 題 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。

<14 都道府県>

(1) 14 都道府県労働委員会公益委員会議

- ・期 日 10月30日～31日
- ・主催 県 北海道
- ・議 題 1 申立人、申立人代理人、申立不当労働行為態様等に関する各労委における特性と、係属日数や集結態様等との関係について
- 2 地方公営企業から一般地方独立行政法人への移行の際の労働組合の資格審査について
- 3 審問において敵性証人が申請された場合の対応について

(2) 第38回14 都道府県労働委員会使用者委員会議

- ・期 日 7月5日
- ・主催 県 静岡県
- ・議 題 1 審査事件調査の充実と調査期日回数について
- 2 審査・あっせんにおける女性委員の活躍について
- 3 最近の学生にみる“就活”環境の変化と入職時の法的諸問題【講演】

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

- ・期 日 8月30日
- ・主催 県 新潟県
- ・議 題 1 個別あっせん事件の傾向について
- 2 総会・公益委員会議における委員のウェブ参加について

5 委員・事務局職員合同研修会

委員及び事務局職員の知識の習得、職務遂行能力の向上、公労使委員及び事務局職員のコミュニケーションの円滑化を目的として、委員・事務局職員合同研修会を開催している。

- ・開催日 1月25日
- ・テーマ 英米の労使関係と、日本における誠実交渉義務・今後の労使コミュニケーション

《参考》取扱事件数

表1 労働争議調整事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和6年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	—	6 (4)	6 (4)	0
	23	6 (4)	29 (15)	35 (19)	34 (19)
	24	1	22 (6)	23 (6)	23 (6)
	25	0	13 (1)	13 (1)	13 (1)
	26	0	17	17	17
	27	0	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	28	0	14 (2)	14 (2)	13 (2)
	29	1	15	16	16
	30	0	16	16	15
	31	1	12	13	13
	32	0	11 (2)	11 (2)	11 (2)
	33	0	14 (2)	14 (2)	14 (2)
	34	0	17	17	17
	35	0	15 (1)	15 (1)	15 (1)
	36	0	14	14	14
	37	0	14 (1)	14 (1)	14 (1)
	38	0	4	4	4
	39	0	5	5	4
	40	1	9	10	10
	41	0	7	7	6
	42	1	8	9	8
	43	1	8 (1)	9 (1)	9 (1)
	44	0	12	12	12
	45	0	15	15	15
	46	0	31	31	31
	47	0	22	22	22
	48	0	25 (1)	25 (1)	25 (1)
	49	0	15	15	15
	50	0	21	21	20
	51	1	26	27	27
	52	0	20	20	19
	53	1	15	16	13
	54	3	15	18	18
	55	0	5	5	5
	56	0	5	5	5
	57	0	13	13	12
	58	1	7	8	8
	59	0	3	3	3
	60	0	14	14	13
	61	1	8	9	9
	62	0	12 (1)	12 (1)	10
	63	2 (1)	8 (1)	10 (2)	9 (2)
平成	元	1	4	5	5
	2	0	0	0	0
	3	0	1	1	1
	4	0	5	5	4
	5	1	6	7	6
	6	1	6	7	7
	7	0	7	7	7
	8	0	4	4	3
	9	1	2	3	3
	10	0	4	4	3
	11	1	8	9	8
	12	1	10	11	8
	13	3	11	14	12
	14	2	23	25	22
	15	3	9	12	11
	16	1	9	10	9
	17	1	3	4	4
	18	0	4	4	4
	19	0	4	4	3
	20	1	15	16	16
	21	0	14	14	13
	22	1	9	10	10
	23	0	10	10	9
	24	1	6	7	5
	25	2	7	9	9
	26	0	6	6	6
	27	0	3	3	1

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
	28	2	7	9	8
	29	1	6	7	6
	30	1	2	3	3
令和	元	0	1	1	1
	2	0	7	7	6
	3	1	4	5	4
	4	1	1	2	2
	5	1	1	1	1
	6	0	1	1	1
計			792 (38) ①		792 (38) ①

(注) 表中の括弧内の数字は調停件数、丸付き数字は仲裁件数でいずれも内数

図1 労働争議調整事件新規係属件数年次推移 (昭和22年～令和6年)

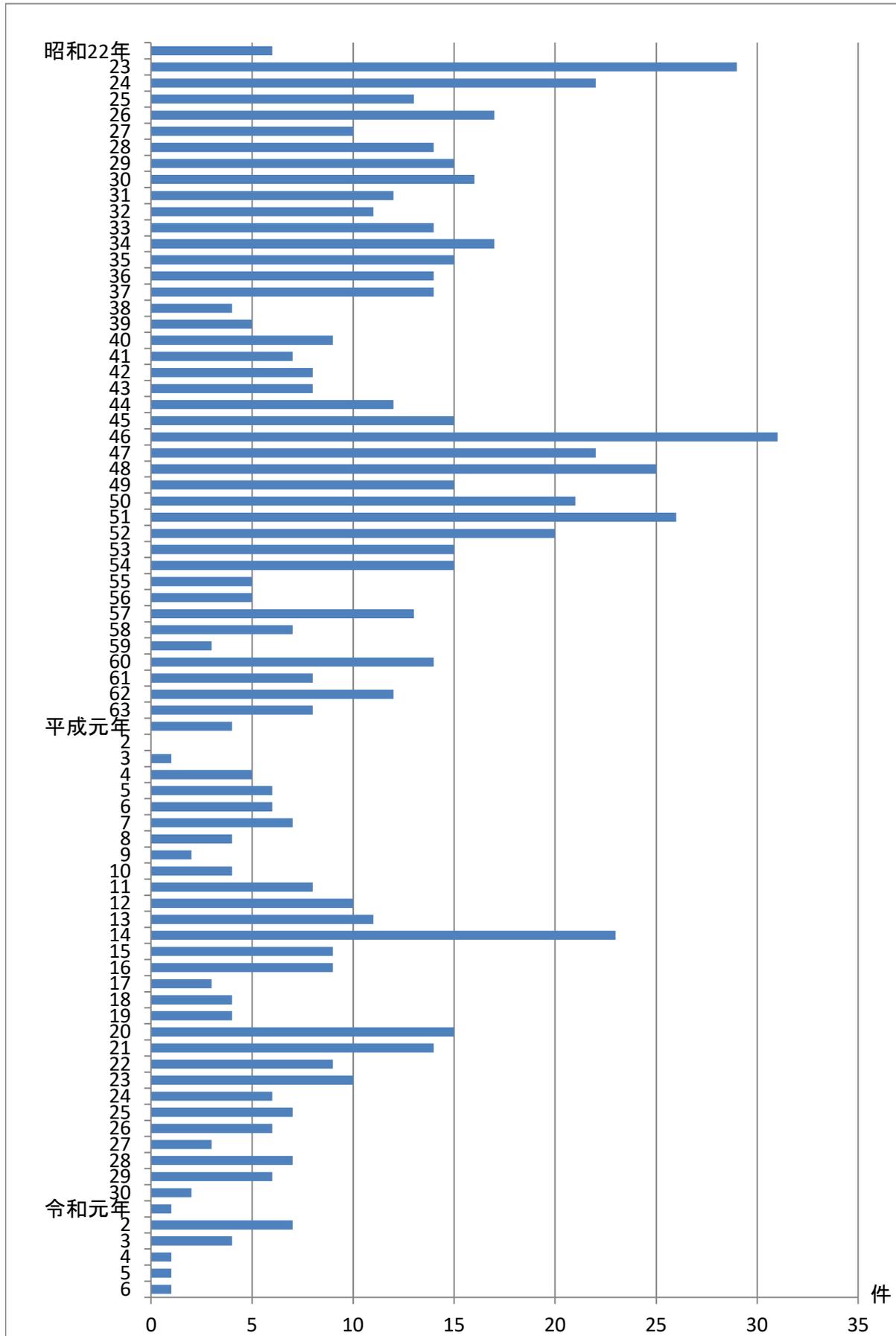


表2 個別的労使紛争のあっせん取扱件数年次推移 (平成14年～令和6年)

年	件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成 14		—	2	2	1
15		1	11	12	11
16		1	3	4	4
17		0	4	4	4
18		0	8	8	8
19		0	14	14	14
20		0	14	14	13
21		1	9	10	10
22		0	25	25	23
23		2	24	26	25
24		1	9	10	10
25		0	7	7	6
26		1	3	4	4
27		0	16	16	15
28		1	8	9	9
29		0	12	12	11
30		1	13	14	5
令和 元		9	19	28	27
2		1	12	13	11
3		2	10	12	11
4		1	5	6	6
5		0	7	7	7
6		0	7	7	6
計			242		241

図2 個別的労使紛争のあっせん新規係属件数年次推移 (平成14年～令和6年)

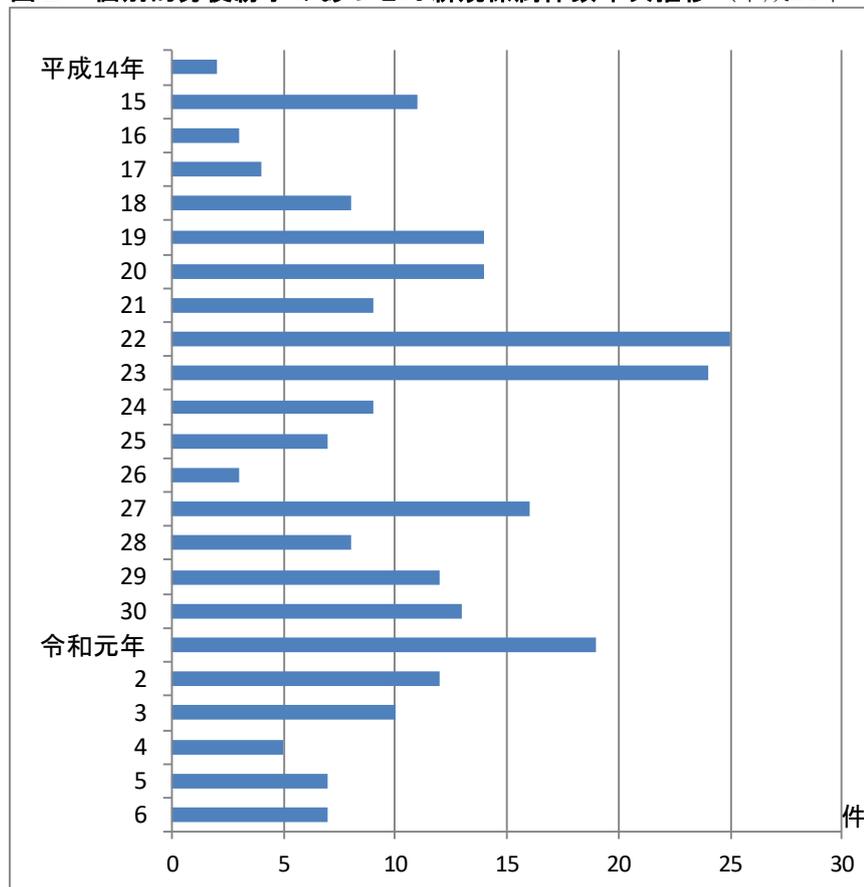


表3 不当労働行為事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和6年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	-	10	10	6
	23	4	6	10	9
	24	1	5	6	4
	25	2	10	12	8
	26	4	2	6	6
	27	0	2	2	2
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	3
	30	1	5	6	3
	31	3	5	8	5
	32	3	31	34	32
	33	2	6	8	7
	34	1	0	1	1
	35	0	7	7	5
	36	2	9	11	8
	37	3	3	6	4
	38	2	4	6	3
	39	3	1	4	3
	40	1	3	4	2
	41	2	1	3	2
	42	1	8	9	6
	43	3	3	6	3
	44	3	2	5	3
	45	2	6	8	3
	46	5	7	12	7
	47	5	7	12	5
	48	7	5	12	5
	49	7	6	13	10
	50	3	3	6	1
	51	5	8	13	6
	52	7	7	14	6
	53	8	8	16	8
	54	8	4	12	5
	55	7	5	12	6
	56	6	8	14	8
	57	6	13	19	8
	58	11	6	17	5
	59	12	2	14	5
	60	9	4	13	3
	61	10	6	16	6
	62	10	4	14	7
	63	7	15	22	6
平成	元	16	8	24	8
	2	16	7	23	13
	3	10	6	16	1
	4	15	5	20	1
	5	19	5	24	8
	6	16	3	19	6
	7	13	4	17	3
	8	14	4	18	4
	9	14	4	18	4
	10	14	4	18	3
	11	15	8	23	13
	12	10	4	14	7
	13	7	3	10	4
	14	6	6	12	3
	15	9	4	13	5
	16	8	4	12	5
	17	7	4	11	5
	18	6	3	9	7
	19	2	1	3	1
	20	2	4	6	2
	21	4	5	9	4
	22	5	4	9	4
	23	5	6	11	7
	24	4	1	5	5
	25	0	9	9	4
	26	5	5	10	8
	27	2	2	4	4

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	1
	30	3	1	4	3
令和	元	1	2	3	1
	2	2	2	4	1
	3	3	3	6	3
	4	3	6	9	1
	5	8	4	12	2
	6	10	1	11	0
	計		405		394

図3 不当労働行為事件新規係属件数年次推移（昭和22年～令和6年）

